

「岩手県文化芸術振興指針(改訂版)」案に係る岩手県文化芸術創造アドバイザーからの主な意見

岩手県文化芸術振興指針の改訂及び岩手県の文化芸術振興事業に関し、岩手県文化芸術創造アドバイザー(※)から意見を伺いました。

- (※) 岩手県文化芸術創造アドバイザー
 赤坂 憲雄氏 (学習院大学文学部教授、遠野文化研究センター所長)
 大友 啓史氏 (演出家、映画監督)

指針案項目			意見	意見に関する考え方 (対応方向)
章	項	号		
IV 文化 芸術の 振興に 向けて の主な 施策方 向	2 主な 施策方 向	(前文)	<p>岩手県という独自性・オリジナリティが弱いと感じる。 いま県で進めている若者活躍支援、戦乱の時代に平和を謳った平泉の理念・思想といった岩手県独自の資源を「見せつける」取組が必要なのではないか。</p>	<p>第IV章第2項「主な施策方向」の前文に下記内容について加筆しました。【P29】</p> <p>目標設定期間において行われる「希望郷いわて国体」(平成28年)、若者文化の支援に向けた取組、平泉の理念普及に向けた取組などを、文化芸術振興基盤の形成、文化芸術及び震災復興に係る県内外への情報発信、若者の文化芸術活動支援などを更に推進する絶好の機会と捉え、岩手県独自の文化芸術資源を最大限に活かした振興に努めていきます。</p>
			<p>改訂に係る「主な取組の方向性」は一つひとつは良いが、並列的である。</p> <p>「主な取組の方向性」のそれぞれを串刺しにする(各観点に波及効果を及ぼす・各観点をカバーする)ようなアートイベントの開催又は設定が必要ではないか。</p> <p>この取組の核となるアートイベントは、既存の形式にはまってしまっているものではなく、より多くの地域の人々が参加し、各地域の文化芸術資源を最大限活かし、県内外に向けて岩手県を発信していくようなものが望ましいと考える。</p> <p>例えば、県内各地域でミニイベントを行い、来場者が巡礼できるようなスタイルにする、イベントの中で、震災復興や若者活動のPRなどを行い、各地域をアピールする、といった取組が面白い。</p>	
			<p>オリンピックはスポーツだけでなく、国内外に文化芸術を発信していく場でもある。</p> <p>そのような意味で、平成28年の希望郷いわて国体は、岩手県の文化芸術を発信していく絶好の機会であり、国体に向けて文化芸術の基盤を作り、かつ、国体後も取組が継続していくような仕掛けが必要である。</p>	

指針案項目			意見	意見に関する考え方 (対応方向)
章	項	号		
IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	2 主な施策方向	(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信(施策方向(1))	<p>県内外で活躍している岩手県ゆかりの文化人、芸術家などの人材活用方法を今一度考えるべき。</p> <p>個人情報保護の観点から難しい部分もあると思うが、県のホームページなどで、これら人材等に係る詳細な情報を提供し、岩手県の若者が「会って話を聞きたい」と思わせるような見せ方をし、若者と文化人等を仲介するような役割を担えることが望ましい。</p> <p>「いわて」「若者文化祭」でインターネット検索した際、どのような情報が出てくるかが勝負。</p> <p>いわて若者文化祭ホームページも、出演団体のその後の活動を掲載するなどして、イベント終了後も随時アップデートしていく必要がある。</p> <p>いわての文化情報大事典ホームページについて、デザインは再考の余地あり。いかにも行政が作ったホームページである。デザイン=情報発信力である。</p> <p>更新の際、地元にいるデザインのプロに任せてみてはどうか。</p> <p>芸術家に仕事を依頼する場合、無料をお願いするのは控えること。人材育成の面で、クリエイターたちにお金を落として育てていくことが重要。</p>	<p>第IV章第2項第1号「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」に下記の内容を加筆しました。</p> <p>○ 「ウ 内容」の「① 県文化芸術ホームページの更なる充実」部分</p> <p>「・ 岩手県ゆかりの文化人、芸術家等の人材情報等の紹介」</p> <p>「・ 魅力あふれるホームページを目指したデザイン性の向上」【P31】</p>
		(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備(施策方向(2))	<p>【いわてマンガ大賞について】</p> <p>○ マンガ界における県外一流の人を審査員に呼ぶなどの工夫が必要。マンガ界における著名人から表彰されることにより、コンテスト及び大賞受賞者への注目度と情報発信力が向上する。</p> <p>○ 外部(県外)の大物・プロをいかに継続して呼び、いい意味で利用し続け、若者に対し仕事をしていくことや競争の厳しさを教え、刺激していくことが大切。</p> <p>○ マンガ大賞受賞者が、その後もマンガ家として生活をしていけるような取組が必要。マンガ自体の振興だけでなく、マンガ家を育て、フォローし、生活を応援していく術として、マンガを位置付けることが必要。</p>	<p>第IV章第2項第2号「文化芸術と県民との交流支援体制の整備」に下記の内容(下線部分)を加筆しました。</p> <p>○ 「イ 施策方向のポイント」部分</p> <p>「④ <u>プロフェッショナルの育成も視野に入れた、若者が発表・鑑賞する新しい文化芸術の振興</u>」【P33】</p>